

1. 件名：京都大学研究用原子炉（KUR）の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年10月5日（水） 10時10分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議卓A（TV会議により実施）
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他3名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料  
資料1：ヒアリングにおけるコメント対応表  
資料2：設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に関するまとめ資料

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	はい。定刻となりましたので京都大学の施工に一応管理の機能移転等に関するヒアリングの方始めたいと思います。
0:00:15	そうしましたら資料に基づきまして説明の方よろしくお願ひいたします。
0:00:22	京都大学の藤原です。資料に基づき説明させていただきます。本日の資料は、資料1と資料2を準備させていただいております、
0:00:31	資料1の方で前々回のヒアリング9月14日の際の、
0:00:37	ヒアリングでいただいたコメントに対して、
0:00:39	コメント回答、コメント対応表という形で作成させていただいております。
0:00:45	資料1の中で、一応、9月14日にいただいたコメントとして、番号1番から、
0:00:53	14番まで、あと前回9月30日の際に追加でし、コメントでいただきますのでそれを15番として記載したものに対して、コメントに対する回答ということで、
0:01:04	本日の資料2の方で詳しく説明しますが、この資料2の方で対応してない旨を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:12	右の欄コメントに対する回答として記載した資料になっております。
0:01:17	この資料1の方で前回9月30日のヒアリングの際にすでに説明させていただいた部分については、一番右の備考欄に書かせていただいた通りで、
0:01:29	グレーのマスキングといますか、グレーにして、ハッチングしております。ましてこの分についてはすでに回答済みとさせていただき、
0:01:37	ますので、
0:01:38	本日は、
0:01:40	残りの番号10番と11番、13番14番15番についてご説明させていただきたいと思いますが、それでよろしかったでしょうか。
0:01:51	規制庁の加藤です。よろしくお願いします。
0:01:55	はい、ありがとうございます。
0:01:56	では順番に、資料1の番号10番のコメントに対して説明させていただきます。コメントとしましては9月14日のヒアリング資料の、
0:02:06	中で、添付の5ページ、19の資料の添付5ページで、第21条第1項第4号の、
0:02:15	とはも必要ではないかということと、あと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:18	また消防法に基づいていることす。
0:02:21	基づいていることを記載する。
0:02:23	ことということでコメントいただいていたかと思imasのでこれに対する、
0:02:28	回答としましては本日の資料の資料 2 の添付の 6 ページから 7 ページにかけて、
0:02:35	ね。
0:02:37	第 21 条第 1 項第 4 号。
0:02:39	につきまして、
0:02:41	いいとかにつきまして、追加した形で修正させていただいております。
0:02:49	ちょっと黄色でマーキングしている部分が、9 月の 14 日の資料からの修正箇所になりまして、
0:02:57	適合性の説明としましては、4 号といいとは、
0:03:01	撮ろうと下の方にも追加したということでこれを追加したことに伴いまして、適合性の説明としても、下下記のように追記しております。
0:03:11	まず、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:13	中央監視盤や火災受信機の筐体及び放送設備のラックは構成であるということ、以降そう説明バックは方向性であるということ、井野
0:03:25	5年生または難燃性の材料を使用するということに対応をするための説明を追記しております。また、以下の文章についても、下記のようにし、修正しますのでちょっと読みますが、
0:03:37	安全設備ではないが、中央監視に消防法に基づく火災の発生を感知する設備として自動火災報知設備、
0:03:45	火災感知器及び火災受信機を設け、
0:03:48	評価を行う設備として消火器を設ける。
0:03:51	また中央管理室がある。新研究棟は建築基準法や消防法に基づく防火扉等の防火措置が講じられる。なお消火器は校正のケースに収納して、
0:04:03	中央監視盤下の羽田市に設けるため、破損、誤作動または誤操作が起きた場合においても、
0:04:10	原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないということで、に該当する文書、
0:04:17	対応する文章を追記した形の説明に修正させていただいております。
0:04:22	よろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:24	このまま続けて説明させていただいてよろしいでしょうか。
0:04:36	はい。じゃ、一つ一ついきたいと思います。何かございますでしょうか。
0:04:41	横野さん、猪野佐田ってコメントして、
0:05:21	規制庁タツモト率、1点確認させてください。江藤今回の説明資料、資料。
0:05:30	2-添付6ページ目。
0:05:34	見え消しを修正をされていて、第4号の意図は、
0:05:43	他に、第5号も消して、衛藤鳥羽と同じように第5号も達してるように見えるんですけど、この第5号の
0:05:53	考え方も何か変えてるんですか。
0:06:00	京都大学フジハラです。第5号につきましては前回の9月14日の時にすでにもう修正しておりましたが、5号で求められているものについては、
0:06:11	試験研究炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであることということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:17	それについてはもう、原子炉を安全に停止させる機能は損なわないという説明は以前にも記載してございますので、説明済みだと思いますが、
0:06:30	計上だとかです。説明済みかなのか、しないのかという、説明ではなくて、申請書に対して、第5号を衛藤変えてるんですかという質問です。
0:06:44	京都大学フジハラです。はい。見え消ししている部分につきましてはこちらの資料は、
0:06:49	当初申請からの変更箇所を示すための資料でございますので、見え消しにしている部分については設購入の当初申請から今回といたしますか、次、補正申請する際に変更しようと思っている箇所でございます。
0:07:07	規制庁タツモトです。4月の会合と8月の会合での説明についても、
0:07:13	どのように整理してたのか説明してください。
0:08:17	とにかくフジハラです。
0:08:19	藤氏が、すいません、4月の審査会合のときには、5号は含めておりませんでした。その後のヒアリング等を重ねるにあたって午後にも修正必要ということ。
0:08:30	2、考え直しましたので午後にも追加した形の修正とさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:46	すいません、8月の審査会合の際ではこちらも午後を対象にした形で、
0:08:53	S D、
0:08:55	行っていただくとと思います。
0:09:47	規制庁の加藤ですすいません1件確認をさせてください。4月28日の審査会合では、第21条の第5号については、事業対象条文外だったんですけれど、
0:10:01	8月、
0:10:04	25日の審査会合では阿蘇第5号を適用対象条文として追加していると。
0:10:11	それで、資料をちょっと確認させていただいているんですが、すいません私の間違いじゃなければ、
0:10:19	第5号のところって審査会後の時ですと、4月からの変更点で赤字になっていると思っておりますが、第5号のところって赤字になってますか。
0:10:35	京都大学フジハラですし、失礼しました確かに、8月の審査会合の資料では、ちょっとすいません赤字にしておりませんでした。
0:10:44	すいません。
0:10:47	赤ですのが漏れていたと思いますすいません失礼しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:10:52	まず事実関係を把握しました。はい。
0:27:25	町長の加藤です。たびたびちょっとまとめて申し訳ございません。今回第 21 条の第 4 号のですね、の発生防止、影響軽減、
0:27:37	こちらも追加したということなんですけれど、どういう考えに基づいてですね、この意図は入れたのかっていうのを説明してもらってもよろしいですか。
0:28:31	規制庁の加藤ですすみません説明されてますか。
0:28:35	音声入ってないと思うんですけど、すみません少しお待ちいただけますでしょうか。
0:28:39	わかりました。
0:32:17	多分お待たせしました京大のカマエでございます。
0:32:21	ちょっといろいろ経緯があったんですけど、
0:32:25	当初はろうしか入ってなかったんですけど、その後、ヒアリングの方をですね驚見重ねた中でですね、規制庁からも川瀬ごめんなさい、もうちょっと聞こえしゃべってもらっていいですか。小さいですかすみません。
0:32:41	大丈夫ですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:44	はい。すいません。
0:32:46	この件につきましては先ほど来お話ししますようにも、当初はいいと。
0:32:51	R O R Oですねろうだけだったんですけどその後ヒアリングを重ねる中 です、ヒアリングの中で規制庁さんの方から、これはどうなんです かというコメントが、
0:33:03	ありました。それで我々そのあとですねいろいろ
0:33:07	評価基準の文章とか、
0:33:11	技術基準はこれ安全設備のところにはこの火災のことは書いてない んですけど、
0:33:16	それを考えたときにですね、例えば着許可基準の方にも、今の消火器の 話であったり、火災の影響を軽減する機能であったりとかですね、あと 2項では原子炉安全を安全に停止させる機能を損なわないとかですね。
0:33:30	そういうことがあったのでそこの整合性を考えると、
0:33:33	例えばであったりではあったりも、ちょっと難燃性、
0:33:40	その辺の話はもう、ようには書かれてませんけども、やはりこれも大き いような火災の影響を軽減するという意味では大事なのかなと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:48	いうこともあってそれも入れましたという、いうことと5号は、先ほど 言いましたように評価基準の2項と、
0:33:54	同じような文章なので、これは監視盤は、原子炉止める機能が一つあり ますので、そこに関係するだろうということで、5号も追加をしたと。
0:34:06	この経緯はそういう最初は規制庁さんのコメントで、
0:34:10	補を口、
0:34:12	聾以外もいるんじゃないですかってどうですかという問いかけがあった ので、
0:34:17	ちょっとその後いろいろと社内で検討した結果ということでございま す。以上でございます。
0:34:26	規制庁の加藤です。ですね、ごめんなさい1点だけですねちょっと私の コメントの仕方が悪かったのかもしれないんですけど、うちが求めた ものはですね、
0:34:40	入れてはどうか。ではなくて、除外した理由を聞いているっていう ところなんですね。ですので、そこをそのように、答えていただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:53	その理由が妥当であればっていうふうに考えてコメントをした次第なんです。その部分はちょっと大変恐縮ですけど、修正させていただきます。
0:35:02	はい、河合でございますすみません、おそらくそういうカトウさんからそういう言い方だったんですけど我々としてはその除外した理由をですね、
0:35:11	いろいろとその後検討した結果ですね。はい。これを最後までこれを除外する理由をですね、うまく構成できなかったってこともあって、それといろいろもう一度検討すると。
0:35:23	これやっぱり適用させる必要があるのかなという、そういう判断のもとですので、きっかけは加藤さんおっしゃったように、そういう質問であったところで今ちょっと
0:35:33	クリアに言いませんでしたけど、
0:35:34	すいません結論は同じでございます。
0:35:57	規制庁タツモトです。
0:36:00	何度も申しわけないんですけど、もともと申請の時色だけだった。
0:36:05	その労だけとするその考え方をもう1回教えてもらっていいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:39	藤原です。
0:36:40	友友等はですね許可基準規則の第 8 条火災による損傷の防止といったところの条文、第 1 項第 2 項ございますが、その第 1 項、
0:36:51	で求められているところっていうのが、早期に火災が発生を
0:36:55	感知する設備や消火設備、
0:36:58	並びに火災の影響を軽減する機能を有するものではなく、ものでなければならぬという、第 1 項の要求、
0:37:04	あと第 2 項については消火設備は破損誤作動。
0:37:08	また誤操作が起きた場合において、試験研究用等減少し、
0:37:12	を安全に停止させるための機能を損なわないものでなきゃならないというものがあって、それに関連する技術基準の条文としてはこの第 21 条の、
0:37:23	第 1 項第 4 号、
0:37:26	口の部分が、先ほど言った第評価基準規則の第 8 条第 1 項に該当する、相当するものだと考えたためにそれをまず最初に、適合対象条文として挙げました。
0:37:39	の部分につきましては

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:43	燃性または難燃性の材料を使用することってというのは最初直接的にその許可基準規則の方からちょっと読み取れなかったのが該当しないものとして認識しておりましたので入れておりませんでした。
0:37:55	ば火災の影響軽減に関するの部分についてはすいませんこれはちょっと許可基準規則 8 条の第 1 項について並びに火災の影響を軽減する機能と いったところあったんですがちょっとそこはちょっと、
0:38:06	漏れといいますか見逃してたところもあって、抜けてたかもしれませんか。
0:38:13	設置当初当初申請の中で午後を入れてなかったっていうのもちょっとすみませんこれにつきましても第 8 条の第 2 項の方をあまり意識できてなかった。
0:38:23	だと思ひまして、申請審査過程ヒアリング等々の中で、やはりその後も、許可基準規則第 8 条 2 項と同等の記載になってますのでこれも対象とすべき。
0:38:36	というところで途中で追加したと、そういった経緯がございます。
0:38:40	大分説明でよろしかったでしょうか。
0:40:18	社長のカトウですよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:22	どうぞ。すいません。ちょっと今の説明でいいか悪いかはちょっと置いておきまして、ちょっとここでできると先進まないということで次のコメントの説明の方をお願いしてもよろしいでしょうか。
0:40:39	はい、京都大学フジハラですでは続きに進まさせていただきます。では資料1の何、番号11番のコメントにつきまして、第26条第2項第4号の寄与測定ぜひという部分に関しての説明がまとめ資料に記載されていないのでということでコメントいただいております。
0:40:59	こちらにつきましては、本日の資料の9ページ目になりますが、
0:41:05	第26条第2項第4号、
0:41:09	ということで、
0:41:11	9ページ目の右の欄、別紙1の欄。
0:41:15	の一番上に、ナンバー16って書いてるところの記載がございますが、
0:41:19	こちらの欄は前のページの8ページから続いておりますが、この第26条第2項第4号に関する、
0:41:27	5の説明になっておまして、これの2行目に米印図を書いて、炉心、
0:41:33	読みますと、炉心タンク水及び使用済み燃料プールスプール括弧キャナルの平均測定は清輸出使用済み燃料室等の液の測定は使用済み燃料室を

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	行っているということで、このS Eの測定に関することの説明については、こちらのまとめ資料に記載させていただいているという。
0:41:51	後で回答させていただきたいと思います。
0:41:55	はい、ありがとうございます。何かございますか。
0:42:02	よろしいか。
0:42:05	はい。そうしましたら次のコメントの説明の方よろしくお願いします。
0:42:11	はい。では次は資料1の番号13番の
0:42:17	コメントでございまして原子炉設置変更承認申請書との整合性について 設工認申請書欄に、設工認申請書本文のに記載。
0:42:28	追記した今の記載が抜けているということで、
0:42:31	す。
0:42:33	外部ネットワークと接続しないことという文章が、
0:42:37	添付書類であります設置変更承認申請書と設工認との、
0:42:42	対応のところで、説明が抜けているということでございました。
0:42:46	こちらにつきましては本日の資料2の添付15から17ページになりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:42:55	添付の 15 ページのところには、原子炉設置変更承認申請書との整合性の表としまして左側の欄に、原子炉設置変更承認申請書の記載、右の欄に設工認申請書の記載ということで、
0:43:10	右の欄の設工認申請書で今黄色マーキングしている部分、片括弧 3 番の外部のネットワークに接続しないことの記載が抜けておりますので追記させていただきます。
0:43:20	また、コメントにもありますように、こちらの設工認申請書に追記になった部分に関しての設置申請書、設置変更承認申請書での記載。
0:43:30	の該当箇所につきましても、請求が必要ということで、
0:43:34	2 人側の欄、
0:43:36	設置変更承認申請書の欄で、軽油の申請書につきましては、黄色マーキングしている部分になりますが、
0:43:43	8-1-2、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規制、規則への適合、
0:43:51	そして第 7 条、
0:43:53	の試験研究、
0:43:56	用途減少施設への人の不法な侵入等の防止、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:59	の適合のための設計方針という部分に、
0:44:03	途中ちょっと省略しておりますが、
0:44:05	記載しております通り、また不正アクセス行為、括弧サイバーテロを含むお店に防止するため、減少施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備または装置の操作に係る情報システムは電気通信買う。
0:44:19	回線を通じて妨害行為または破壊行為を受けることがないように外部から独自な設計とするという。
0:44:25	部分が該当するところでこちらを挙げさせていただいております。
0:44:29	また、
0:44:30	次のページ、店舗の、
0:44:32	16 ページ。
0:44:34	になります、
0:44:37	こちらにつきましては、K U C A の申請書の中にも、土居藤野氏、記載がございますのでその部分についても、挙げさせていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:46	読みますと、黄色マークの部分ですが、8-1-7人の不法な侵入の防止、そしてまた原子炉施設及び核物質の防護のために必要な設備または、
0:44:56	装置の操作に係る情報システムが外部ネットワーク等に接続させずに、外部からの不正アクセス雇用を防止する。
0:45:04	8-1-13、試験研究用紙研究の用に供する原子炉等の位置構造及び設備の基準に関する規則への適合、
0:45:13	そして、試験研究用等原子炉施設への人の不法な防侵入の防止、第7条の適合のための設計方針として、
0:45:20	また、不正アクセス行為を未然に防止するため、原子炉設備、特定核燃料物質の防止のために必要な設備または装置の操作に係る情報システム、電気通信回線を通じて法、
0:45:33	外行為または破壊行為を受けることがないように外部から独立した設計とするという記載を追記しております。
0:45:40	以上です。
0:45:43	はい。ありがとうございます。何かございますか。
0:45:49	よろしいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:52	はい。そうしましたら次のコメントの説明の方よろしくお願ひいたします。
0:45:57	はい、じゃ次続きまして資料1の番号14番、
0:46:01	ですが、
0:46:02	こちらにつきましては、4月28日の審査会合資料の参考で示した水封装置等のZoomをまとめ資料に追加することということでコメントいただいておりましたので、
0:46:13	下につきましては本日の資料の21ページ22ページになりますが、
0:46:21	こちらに参考図、
0:46:23	としまして参考図3参考図4として、その水封措置に関する図面を審査会合の時に使用した図面と同じものですが、こちらを追加させていただきます。
0:46:36	以上です。
0:46:39	はい。
0:46:41	よろしいですか。
0:46:44	はい。そしたら次のコメントの回答の方よろしくお願ひいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:50	続きまして資料1の番号15番、これは9月30日前回のヒアリングの時にいただいたコメントですが、
0:46:59	第19条第1項第2項の適合性が不用の理由の文章構成を目指し、見直し、中央管理室手法として技術基準規則に沿った説明をすることということでコメントいただいておりますので、
0:47:12	こちらについて文書を修正しております。本日の資料の、13ページ目になりますが、
0:47:19	この13ページ目の中の、第19条第1項と第2項の部分の説明について、修正しております。まず第1項の部分について修正も読ませさせていただきます。
0:47:31	中央管理室には飲料水が供給される流しが設置され、敷地内の貯水タンクから配管によって給水されるため、
0:47:40	1水源になる可能性は低いと考えられるが、万一室内に溢れたとして、
0:47:45	溢れたとしても、
0:47:47	24時間体制で人が常駐し、異常に対して迅速に対応することができる。よって中央管理室の安全避難安全機能を損なう恐れがないため、適合性は不要であるという説明にし、修正しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:00	また第2項につきましては、
0:48:02	中央管理室には、放射性物質を含む液体を内包する容器または配管はないため、適合性が不要であるという説明に修正させていただいております。以上です。
0:48:15	はい、ありがとうございます。何かございますか。
0:48:39	ちょっとうまくいかない。
0:48:40	はい。
0:48:42	そうでしたらですね、ちょっとこちらの方から確認をさせていただきたいんですけど、
0:48:51	KURのですね、設置変更承認申請書のところの火災の影響軽減。
0:48:59	方への影響軽減のところですね、応募対象設備っていう記載がありまして、
0:49:11	それで、その防護対象設備、
0:49:15	は何に該当するかっていう説明の方をお願いしてもよろしいでしょうか。
0:49:25	はい、京都大学フジハラです。
0:49:28	こちらにつきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:31	新規制対応の際に、等が基準規則第 8 条に関して、適合性の説明をした際にそのあたりの防護対象設備の選定をしてございますのでそのときに、
0:49:43	選定した設備についてご説明させていただきます。
0:49:46	その通りに選定させていただいたものとして、まず、炉内パラメーター監視のために必要な系統として、線型出力系と、
0:49:57	あと原子炉タンク水位計等というものを挙げております。
0:50:00	また、
0:50:01	これらのパラメーター監視のための蓄電池設備、
0:50:05	また、
0:50:08	炉心タンクへの給水のためのサブパイルのくみ上げてというのがございますがこちらのくみ上げ本部等、
0:50:14	ですね、あてこのくみ上げポンプ等の、への給電系統として、ディーゼル発電機や、それに関係する受電盤や切替機といったものを挙げております。
0:50:25	また、炉心タンク、
0:50:27	そして、生体遮へいや、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:29	炉心直下一次冷却系配管放射光照射高計測孔のうち、炉心及び冠水維持 そう。
0:50:36	次、設備を構成する機器配管系といったものを挙げております。
0:50:41	また水封装置操作回路と原子炉施設といったものを挙げておきまして、 これらを防護すべき対象の設備として選定しております。
0:50:51	なお、基本的には原子炉室の中のものであったりとか、
0:50:56	原子炉棟にある排気機械室や電気室、
0:51:00	移動。
0:51:01	よ。
0:51:02	ディーゼル発電機のある部屋とか、そういったものが対象になってござ います。以上です。
0:51:09	町長の加藤です。説明ありがとうございます。これ確認して、関係なん ですけども簡単に言うと中央管理室の設備とかは入っていませんよね っていう確認なんですけれど。
0:51:22	今挙げられた中に中央管理室が関わるものはないっていう理解でよろし いんですかね。
0:51:30	京都大学フジハラです。はい中央管理室に係る機器はございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:51:35	ありがとうございます。
0:51:38	今のね、
0:52:11	規制庁のカトウです。すみませんもうちょっとですね、事実確認として 2点ほど教えていただきたいと思います。
0:52:20	今回の中央管理室の方に、結構警報を載せる。
0:52:26	警報機能を持たせるっていう形になると思うんですけど。
0:52:30	傾向設定値をですね、設定する機器っていうのは、現場側なのか、それ とも中監視盤のほうにある、ごめんなさい中央管理室にある中央監視場 の方で、
0:52:43	設定値を設定するんですかね、どっちになりますか。
0:52:50	京都大学千原です。
0:52:52	藤。
0:52:54	それにつきましては機能って、警報の機能の種類といますか、対象と なる項目によってちょっと違うんですが、
0:53:02	もともとといますか当初申請の中で、また補正させていただきますけ れども、その申請書の表1の中で中央監視盤の機能の一覧表を上げてお りますがその一番右の欄に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:15	その機能の説明書かせていただいている中で、
0:53:20	法を受けて発行するという書き方してる部分については現場で、施設 定期を、
0:53:25	含めているもの。
0:53:31	要は
0:53:34	どこどこからの警報信号によって発行するという書き方してるものにつ いては下、
0:53:40	警報信号だけが中央管理室に来るだけであって、中国について警報を発 報するものではないと。
0:53:46	いうものになります。
0:53:51	規制庁の加藤です。それ以外については、
0:53:55	中央管理室にある警報の方で設計値を設定するってということでしょう か。
0:54:03	ですね例えばですが、
0:54:09	うまく補正スルー番号で言いますと、7番目の機能になるんですが使用 済み燃料室の次回ピット水位計及び水位、コール水漏えい検知器といっ たものがございしますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:23	後は、
0:54:26	本日の資料でいきますと、
0:54:29	別の4ページです。
0:54:35	はい、お願いします。
0:54:38	別の4ページの、No修正者番号で7番で、使用済み燃料室の地下ピット水位計及びプール水漏えい検知器という、
0:54:47	機能がございますが、こちらにつきましては、一番右の機能の説明の欄に記載しております通り、使用済み燃料室の地下ピット水位については記録計に設定した警報設定値を超えた場合に警報が発報する。
0:55:01	プール水漏えい検知器については、中央監視盤に設定した警報設定値を超えた場合に警報が発報するという形で記載させていただいております。
0:55:11	市長の加藤です。今のご説明だとすると、申請書の昨日の説明の方に、
0:55:22	現場側で設定するのか、それとも中央管理室の方の中央監視盤のほうに設置するのかわかるような記載になっているっていうふうに理解しましたが、その理解でよろしいですか。
0:55:35	はい、京都大学藤原です。その通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:38	ありがとうございます。それともう1点なんですけれど、これ当たり前の確認ですが、今回の中央監視本を新しい医長管理の方に、を持っていく際に、
0:55:51	警報設定値の変更はなしっていうふうに考えてよろしいんですね。
0:55:57	京都大学フジハラです。はいその通りでございます。
0:56:00	ありがとうございます。
0:56:02	もう1点教えてください。放送設備です。
0:56:06	音設備なんですけれど今回中央監視盤の方にマイクがあって、それでスピーカーは各現場であったり、外とかについているものと理解しています。
0:56:18	そのときって、マイクの
0:56:22	発信機の方からスピーカーまでっていうのは、有線で何かの信号とかをやるのかそれとも無線でやるのかってなるとどっちになります。
0:56:35	例えば5フジハラですという優先になります。
0:56:39	わかりましたありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:47	すいません京都大学の三澤です。先ほどご質問いただきました中間移転に対して、警報設定が変わるか変わらないかというお話だったと思います。
0:57:01	1個だけ、これ変わるのにかかるというか、
0:57:04	ちょっとそこんところ説明しなければいけないのがありまして、K U C Aの衛藤今野。
0:57:11	別のところでいきますと、別のところだと。
0:57:15	別の何て言うん。
0:57:18	別の4ページの一番最後、15番目。
0:57:24	5ページになりますすいません別の5ページの15番目の、
0:57:27	K Cへの廃液タンク。
0:57:31	すいません。
0:57:34	廃液タンク水位低下というのについては、これ水位低下っていうのは現在の水位に対してどれだけ下がったら、設定するかというのをこれ毎月で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:48	形をして変えております。ですのでこれ固定値ではございません。その状況に応じて書いておりますのでそういう意味では、これは今回一定に伴って変更すると。
0:58:00	いうところでございますので、他のは多分ないと思いますが、これだけは、
0:58:04	変更しますので、変更というか確認になると思います。よろしくお願ひ
0:58:10	市長の加藤です。そうしますと、警報設定値については従来通りの設定値であったり、従来通りの考え方に基づいてやって、今回新しく何か新しい考え方に基づいて設定するとかそういうものはないっていうことで理解しました。
0:58:36	他、何かございますか。
1:05:43	規制庁の加藤です。よろしいでしょうか。
1:05:47	今回説明していただいたですね第 21 条の火災の影響、火災のところでですね、ここについてはですね今日の説明を踏まえてですね、こちらの方でもちょっと検討をしまして、
1:06:00	必要に応じてですね、ヒアリング等で必要事項とか伝えたいと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:07	こちらからは以上となりますが、京都大学の方から何かございますでしょうか。
1:06:14	京都大学フジハラです。
1:06:16	本日先ほどご質問があった、火災の防護対象設備の質問であったり警報設定値の足法創設の優先の話ってというのは、もうこの場でご回答したということの理解でよろしいのでしょうか。
1:06:31	規制庁の加藤です。ひとまず、それはそれで結構です。
1:06:35	じゃあ、江藤先ほど 21 条の件はあるにしても、本日追加でのコメントはないという理解でよろしい。
1:06:43	はい。ありがとうございます。
1:06:45	あとですね、本日は、前々回、9月14日、9月30日にいただいたコメントに対してご説明させていただきましたがそれ以外の部分についても一部ちょっと修正箇所ございますので、
1:06:57	その部分についてもご説明させていただければと思いますけどもよろしいでしょうか。はい。よろしく申し上げます。
1:07:06	では本日の資料の添付の3ページになりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:14	この技術基準規則の第 6 条の適合性の説明を記載している部分にございます。でございますが、
1:07:23	まず適合性の説明の第 1 項の記載についてこちらちょっともともとは見え消しで書いておりますように、耐震 C クラスを満足するものとするという。
1:07:33	書きぶりだ形でしたので、もう少しちょっと詳しく記載をした方が、
1:07:37	いいだろうというところでちょっと記載を修正させていただいております。
1:07:42	読みますと、
1:07:43	中央管理室に設置する中央監視盤の耐震設計は、耐震重要度分類 C クラスに分類し、
1:07:50	C クラスに求められる静的地震力により発生する応力に対して、建築、
1:07:56	設備、耐震設計施工指針 2014 年版に従い、許容応力度設計とするという文章に修正させていただいております。
1:08:07	そうですね。
1:08:12	本日の資料で
1:08:15	添付の 29 ページ目以降になりますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:08:30	黄色マーキングしてるところですみません添付の 30 ページですね、添付の 30 ページの黄色マーキングしてるところになりますが、実はこちらの右の欄、設工認申請書の欄にはですね、
1:08:42	我々の品質マネジメント計画書の記載。
1:08:46	の対応する部分を挙げておりますが、実は先日、9月3、26日付けをもって、我々の品質マネジメント計画書が一部改定されましたのでその改定箇所について合わせて修正したものでございます。
1:08:59	特に
1:09:01	今回の品質マネジメント計画書の改訂につきましては、我々の減少施設ではなくて、使用施設の方の保安規定が廃止になった。
1:09:11	ことに伴っての改定でございますので、
1:09:14	ちょっと本質的な特に記載内容等で、何かしらが変わるということはないんですが、ちょっと記載ぶりが修正され、改定されているということに合わせた修正をさせていただいているものでございます。
1:09:27	また、同じ内容ですが、本日の資料の添付の 59 ページには、申請に係る減少施設の監査の業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則との、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:40	適合性に関する説明書、
1:09:43	そして、こちらにも品質マネジメント計画書の
1:09:48	ファンといいますかその制定版の日付等書いておりましたが、今回先ほど申しましたように、令和4年9月26日で改定されておりますのでその部分についても記載を修正しております。
1:09:59	以上です。
1:10:03	規制庁の加藤です。説明ありがとうございます。1件確認をさせていただきます。テンプの相馬、地震のところの第1項については責任を確認したということなんですけれど、ちょっと1件確認がですね、
1:10:18	それで許容応力度設計っていうものがちょっと
1:10:24	具体的にどういうものかっていうのを説明していただいてもよろしいですか。
1:10:31	協働の考えでございます。私はここまで書く必要があるのかなという気はしてたんですけども。
1:10:38	案というのは許容力と設計っていうのは概ね弾性であったりとかですね そういうの規則の解釈にも、もうすでに書かれてますので、そこにあえてっていうことは思ったんですけども

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:49	建築設備云々と、ものに従ったアンカーの設計なので、そこそこを使うと、そういう文言があったのでそれを使ったということで、
1:10:59	協力と設計というのはある男性、男性に対してある安全率を掛けた男性の中での、
1:11:06	強調決めて、それ以下であるということを設計をすると。
1:11:11	そういう設計でございます。
1:11:13	一般には例えば鉄であると、あと弾性限度があったときに、その、
1:11:18	1.5 倍の安全をとって、その企業庁決めると。
1:11:23	発生応力が許容値以下であることを確認すると。
1:11:27	そういう設計方法でございます
1:11:30	もっともっと大きな地震動になると、例えば塑性設計であったり、少し蘇生機まで認めるような設計もあり得るわけですけど、
1:11:40	許容量度ってのはおおよそ弾性限度。
1:11:43	に、安全とかけた、そういう設計でございます。
1:11:47	すでに解釈なんかの別記なんかにも書いてございますけど、
1:21:57	規制庁のカトウです。
1:22:00	説明の方ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:05	そうしましたらこちらの方からもよろしいでしょうか。
1:22:10	はい。はい。
1:22:12	小田の方から何かございますか。
1:22:15	考えです。加藤さんすみません、ちょっと蒸し返しじゃないんですけども、
1:22:20	ちょっと 21 条、
1:22:22	ところですねちょっと、ちょっと今までいろいろこちらからも説明したんですけど、ちょっと整合しない部分あるかもしれませんけどちょっと今
1:22:34	松元さんから、当初申請から、
1:22:37	何で変わったのかという話もあったし、加藤さんからそれを、
1:22:41	それを当初入れてなかったものについては理由を言う、まずは利用されたと。
1:22:49	それで我々も先ほど言いましたようになかなかこれ、
1:22:53	入れなかったことに対して、最後までその説明をして次責任をですね、十分果たせなかったということで今回、は、とあと 5 項、5 項ですね。
1:23:05	ということで適用をするという形で作り変えたんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:11	一応、小っちゃい話ですね最初は適合、ごめんなさい許可基準、
1:23:16	許可基準の8条は火災による損傷の防止ということで、ように火災に関する記載があってですね。
1:23:23	それを技術基準にいくと、やはりこの安全施設設備の中でしか出てこない。
1:23:28	ということで我々そのご存じの中間というのは、火災関係とすれば、消火栓消火栓じゃなくて、火災感知器、
1:23:38	それと消火設備、主消火器ですね。
1:23:42	そういうものが中につくと、要するに中間という意味ではですね、
1:23:46	それでそれがに該当するものが取れたということで、設備、
1:23:52	要するに技術基準を見ると、まずろうであってですね火災発生を感知する設備及び消火を行う設備と、
1:24:00	これは火災感知器等の所、消火器だということで、
1:24:05	それでいうふうにどうしてたんですけども、その後ですねいろいろところの条項と適合。
1:24:11	関係でいろいろ議論があってですね。
1:24:13	消化器がですね、一つの故障とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:18	損傷とか誤操作誤動作。
1:24:21	そういうものでリスクになると。
1:24:24	というようなご指摘もあってですね我々とし、当初はですね消火器ってのはそういう、
1:24:29	ほどの取り扱いはあんま考えてなかったもんですから、
1:24:35	それは交渉して何かコーン物を壊すとかですね、当然そんなものですか ら壊れることもあるんでしょうけど、そこまでちょっと至らなかったと いうことで、そういうご指摘あったのでそうすと、
1:24:46	そういうものを考えると、例えば、例えばであったりはであったり、ろ うだって、消火器。
1:24:52	なんですけどもそれが交渉すると、監視盤にどうのこうのということで 午後もやっぱ適用させなきゃいけないと。
1:25:00	そういうん中に出てきたということでご理解いただきたいんですちょっ と
1:25:08	その辺を、
1:25:09	よろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:13	規制庁の加藤ですすいませんちょっと今すぐ判断できるものではないので、今のご意見も踏まえてですね、こちらの方でも検討したいと思えます。
1:25:27	その他兄弟の方から何かございますか。
1:25:36	一言言いたい。
1:25:40	21条2か21条に関係するところでちょっと
1:25:45	長さんの方でもちょっと確認するということでもございましたけども、どういった点をご確認されるかっていうことで、何かしら我々ちょっとコメントとして承っておいた方がいいのか。
1:25:56	ちょっとどういう点が、今ちょっと問題といたしますか、積み残ってるのかっていうあんまりちょっと理解できていないので、ちょっとその点をちょっと教えていただければと思うんですけども、よろしいでしょうか。
1:26:14	規制庁タツモトです。
1:26:16	もともとの申請書、適合条文っていうのを挙げていて、それに対して審査の過程で変えましたっていうところの考え方なりっていうのは私の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	方、私たちの方でちゃんと確認をしなきゃいけない部分だと思ってます。
1:26:29	今回、バツから0になりましたっていうような説明に対しても、どういう考えでこう変えてきたのかっていうのを確認しなきゃいけない一方で、いや基準の規則の読み方が違いましたとか、そういう説明では、こっちも
1:26:45	庁内で説明ができないんですよ。なので、そこら辺の衛藤。
1:26:50	もともとがゼロだったのか、意図はなぜ出したのかっていうところを確認させてもらった次第です。金。
1:26:57	この部分適合条文については会合でも説明しているものになるので、変えるのであればそれなりの
1:27:03	考え方を示す必要があるそれを庁内で考える必要があるっていうところで、こちらで検討してるところです。
1:27:11	以上です。
1:27:17	わかりましたありがとうございます。ではよろしく願いいたします。
1:27:24	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:27:25	よろしいですかね。そうしましたら本日のヒアリング、終わりにしたい と思います。ありがとうございました。
1:27:34	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。